

監査品質のマネジメント に関する報告書

自 2023 年 8 月 1 日

至 2024 年 7 月 31 日

和泉監査法人

Contents

代表メッセージ	3
経営理念	4
監査品質の指標（AQI）の概要	5
監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要		
① 当監査法人の監査品質向上に向けた取組み	8
② 当監査法人の概要	9
経営管理の状況等		
① 組織・ガバナンス基盤	12
② 品質管理基盤	15
③ 人材基盤	23
④ IT基盤	30
⑤ 財務基盤	32
⑥ 国際対応基盤	34
付録		
監査法人のガバナンスコードの適用状況	36
上場会社等の主要な監査関与会社名	44

代表メッセージ



**和泉監査法人 統括代表パートナー
加藤 雅之**

和泉監査法人は1983年の設立以来、変化する企業環境や社会環境の中で、「資本市場のインフラ」であり続ける事を第一義の使命としてきました。

企業に求められる「コーポレートガバナンス」の本質は何時の時代にあっても変わらないし、監査法人に求められる「資本市場のインフラ」としての機能もまた普遍的なものではないでしょうか。

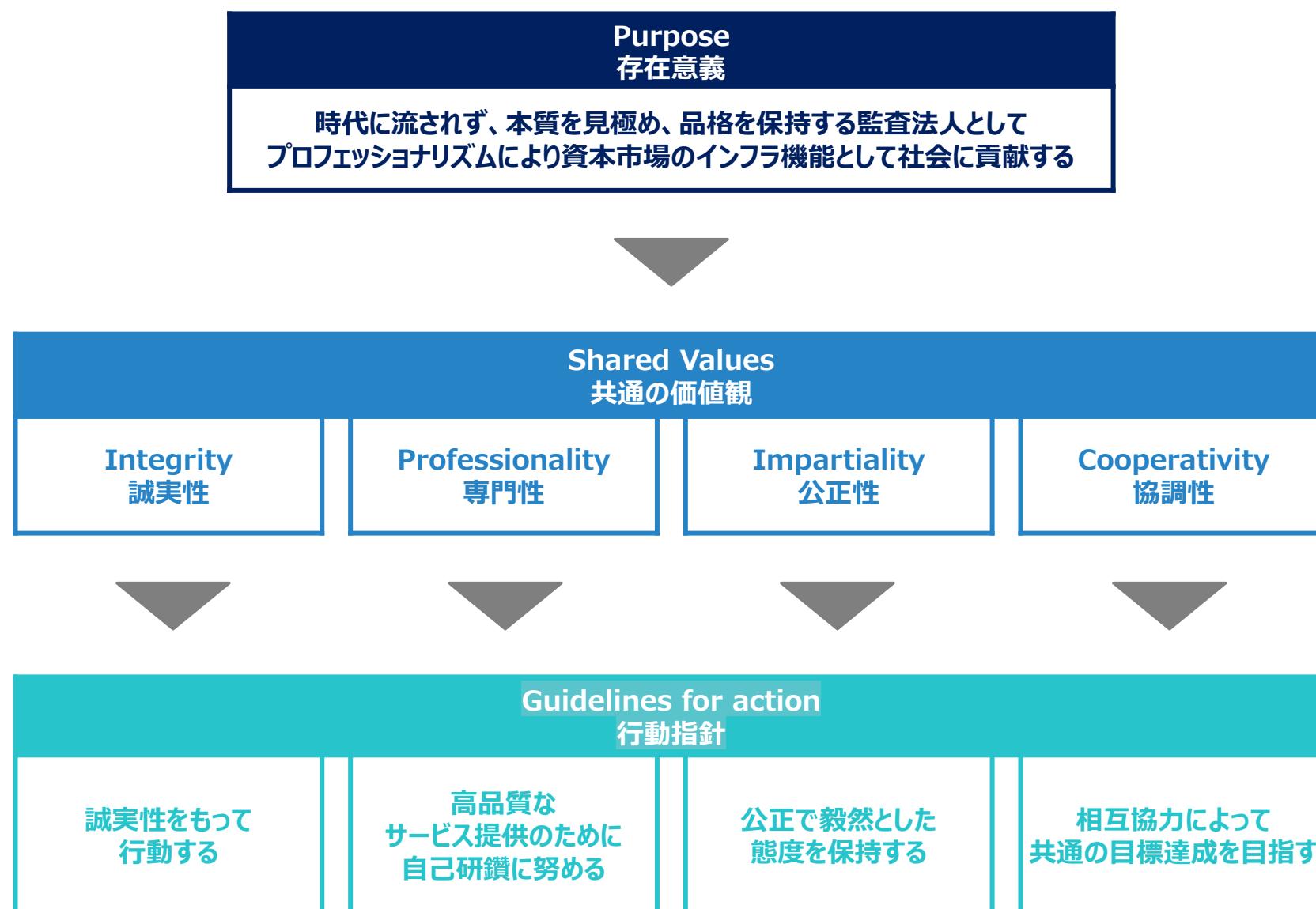
和泉監査法人は設立以来、様々な分野での経験が豊富なプロフェッショナルを中心に組織・運営されていますが、これからも時代に流されず、品質を高めるとともに、本質を見極め、品格を保持する監査法人として社会貢献していく所存です。

経営理念

当監査法人では、「時代に流されず、本質を見極め、品格を保持する監査法人としてプロフェッショナリズムにより資本市場のインフラ機能として社会に貢献する」を存在意義（Purpose）としています。

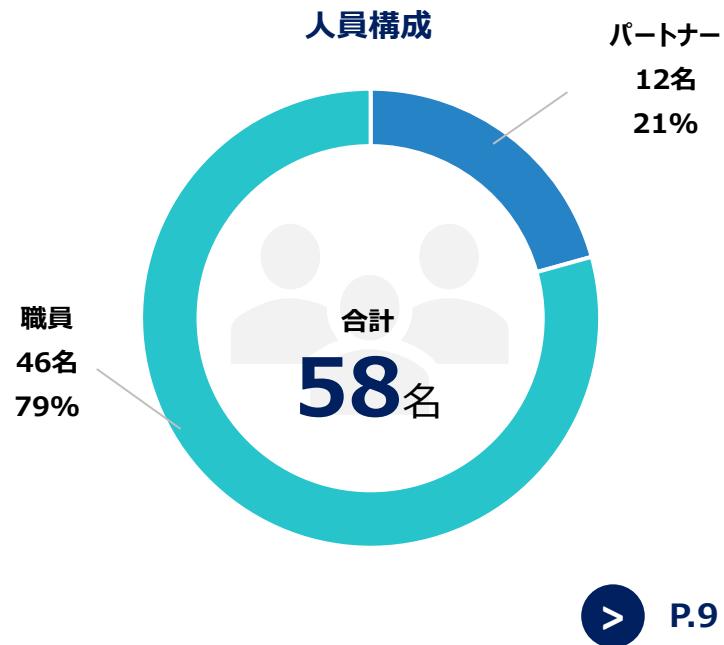
その存在意義の実現のため、「誠実性（Integrity）」・「専門性（Professionality）」・「公正性（Impartiality）」・「協調性（Cooperativity）」という4つの共通の価値観（Shared Values）及び行動指針（Guidelines for action）を定めています。

全構成員一人ひとりが存在意義の実現のために4つの共通の価値観及び行動指針を共有し、実践しています。

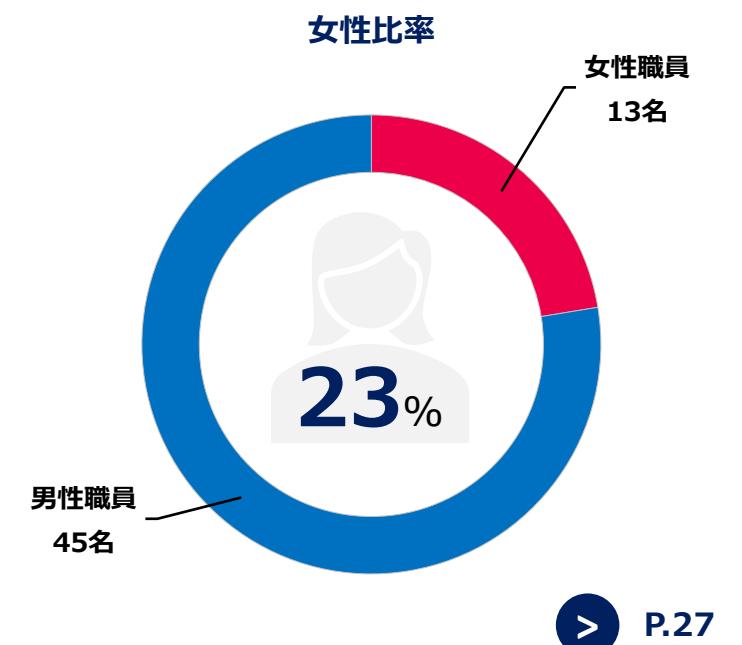
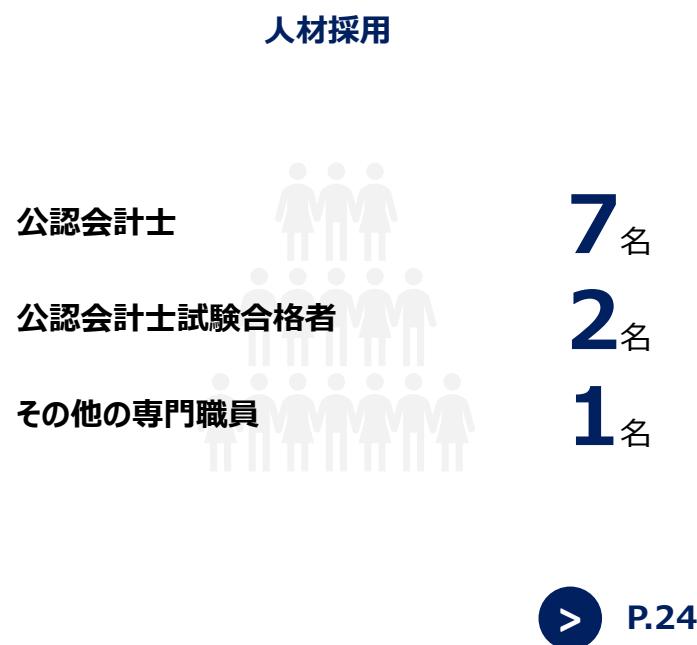


監査品質の指標（AQI）の概要

監査事務所の状況



人材投資



監査品質の指標（AQI）の概要

監査の結果

コンプライアンスに関するモニタリング

職業倫理遵守の
確約書の提出率



100%

* 2024年7月実施



P.19

独立性に関するモニタリング

独立性に関する
年次確認手続の回答率



100%

検出された
違反件数

0件

* 2024年7月実施



P.19

DE&Iへの取組み状況

電子監査調書利用

電子監査調書利用社数*

9社

電子監査調書利用率*

100%

* 上場会社監査業務における利用状況



P.30

監査事務所における内部検証

対象監査業務

3件

監査意見の修正を
要する重大な不備

0件

監査責任者カバー率

36%



P.21

外部機関等による検査等

直近のJICPAの
品質管理レビューの結果

重要な不備事項の
ない実施結果

* 2023年1月



P.22

IT専門職員数

IT専門職員数

5人

監査従事者に占める
IT専門職員の割合

9%



P.31

監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

Index

1. 当監査法人の監査品質向上に向けた取組み

- | | |
|--------------------|---|
| i. 当監査法人の特色 | 8 |
| ii. 監査品質向上のに向けた取組み | 8 |

2. 当監査法人の概要

- | | |
|--------------------|----|
| i. 沿革 | 9 |
| ii. 事務所所在地 | 9 |
| iii. 人員構成 | 9 |
| iv. 監査関与会社数及び属性別の数 | 10 |

1. 当監査法人の監査品質向上に向けた取組み

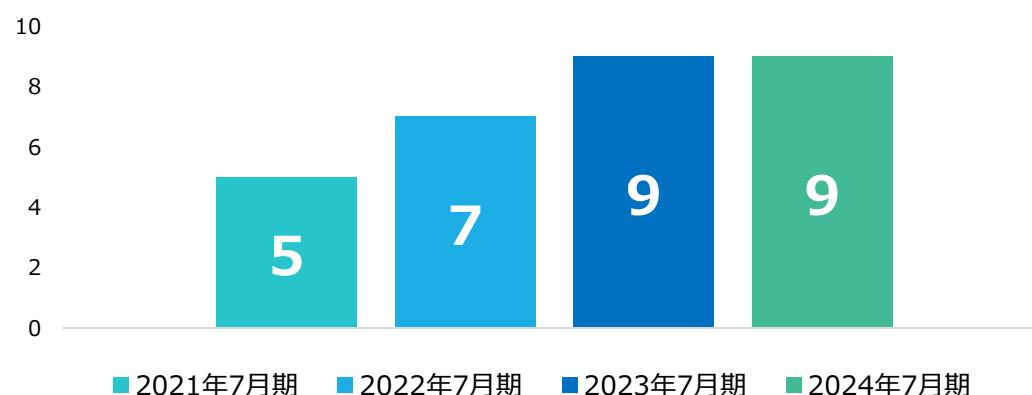
i. 当監査法人の特色

監査法人は会計監査を主たる業務としています。

特に当監査法人が重要視している会計監査は、社会的影響力の強い上場会社の金融商品取引法監査です。そのため、人的リソースをはじめ、多くの経営資源を上場会社の会計監査に集中させています。

また、将来的に上場会社として日本経済発展への貢献が期待される上場準備会社へのIPO関連業務の提供も積極的に行っています。

a. 上場会社監査関与会社数の推移



b. IPO関連業務への取組み状況

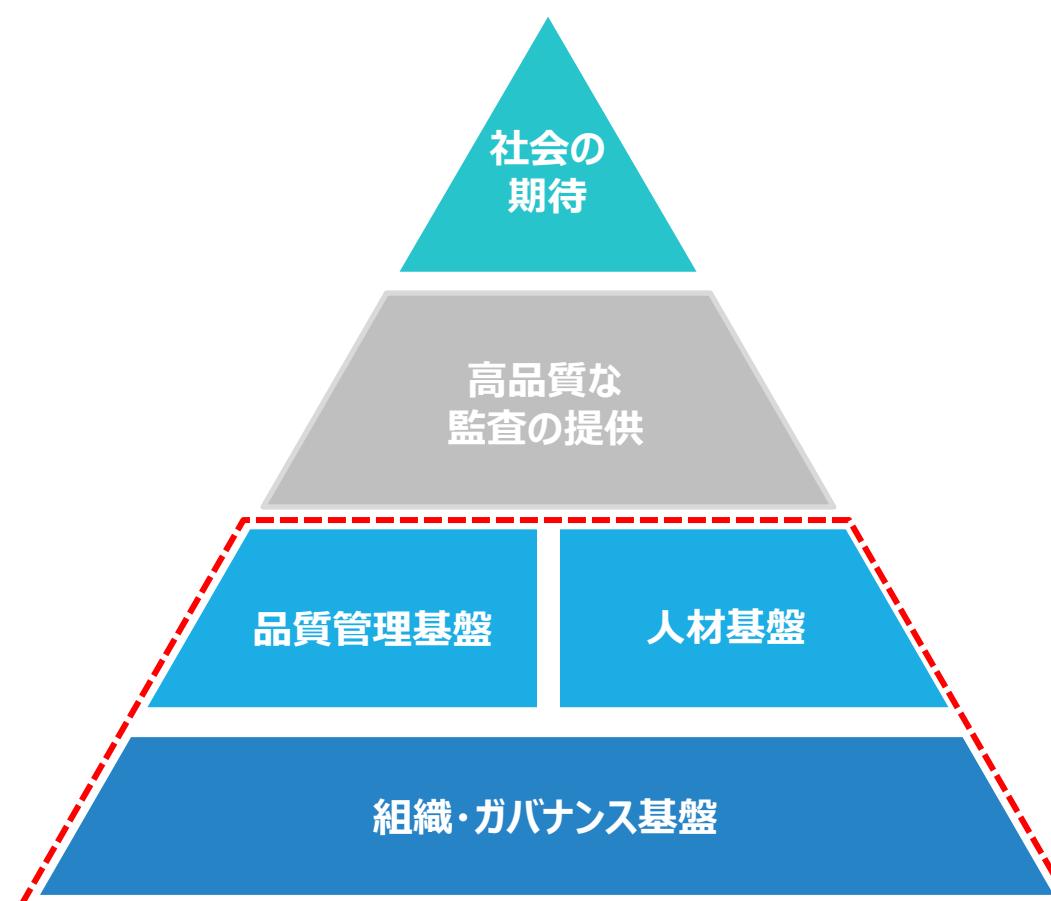


ii. 監査品質向上に向けた取組み

私たち監査法人は、国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。

当監査法人は、資本市場に信頼を付与し、社会の期待に応えるためには、高品質な監査の継続的な提供が必要であると考えています。

高品質な監査の継続的な提供を実現するためには、品質管理基盤、人材基盤及びそれを支える組織・ガバナンス基盤が最も重要であるとの考えのもと、その維持向上への取組みに最もリソースを投下しています。



2. 当監査法人の概要

i. 沿革

1983年4月	東京都千代田区に和泉監査法人を設立
2005年6月	東京都千代田区内で事務所移転
2009年6月	東京都千代田区内で事務所移転
2021年2月	東京都新宿区に事務所移転

ii. 事務所所在地

東京都新宿区揚場町2番18号

iii. 人員構成

	人員数	構成比率
業務執行社員	12 名	21 %
公認会計士	37 名	63 %
公認会計士試験合格者	2 名	4 %
その他の専門職員	3 名	5 %
監査アシスタント	1 名	2 %
事務職員	3 名	5 %
合計	58 名	100 %

2. 当監査法人の概要

iv. 監査関与会社数及び属性別の数

a. 監査関与会社数

金融商品取引法・会社法監査	7社
会社法監査	3社
労働組合監査	7社
その他の法定監査	2社
金融商品取引法に準ずる監査*	8社
その他の任意監査	4社

* TOKYO PRO Marketに上場する監査関与会社を含む

b. 監査関与会社の業種及び上場市場区分

	東京証券取引所 プライム市場	東京証券取引所 スタンダード市場	東京証券取引所 グロース市場	TOKYO PRO Market	合計
建設業		1社			1社
不動産業		1社	1社	1社	3社
情報・通信業		1社	1社		2社
サービス業			1社	1社	2社
その他製品業	1社				1社
合計	1社	3社	3社	2社	9社

経営管理の状況等

Index

1. 組織・ガバナンス基盤

i. ガバナンス体制	12
ii. 社員会	13
iii. 経営の監督・評価	13
iv. 非監査業務の提供方針	14

2. 品質管理基盤

i. 品質管理向上への取組み方針	15
ii. 品質管理体制	16
iii. 職業倫理及び独立性	19
iv. 監査契約の新規締結及び更新	20
v. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	21

3. 人材基盤

i. 人材基盤の強化に対する基本的な方針	23
ii. 人材採用	24
iii. 人材育成	25
iv. DE&Iに対する取組み状況	27

4. IT基盤

i. IT・デジタル化に対する基本的な方針	30
-----------------------	----

5. 財務基盤

i. 財務情報	32
ii. 報酬依存度	33

6. 国際対応基盤

34

1. 組織・ガバナンス基盤

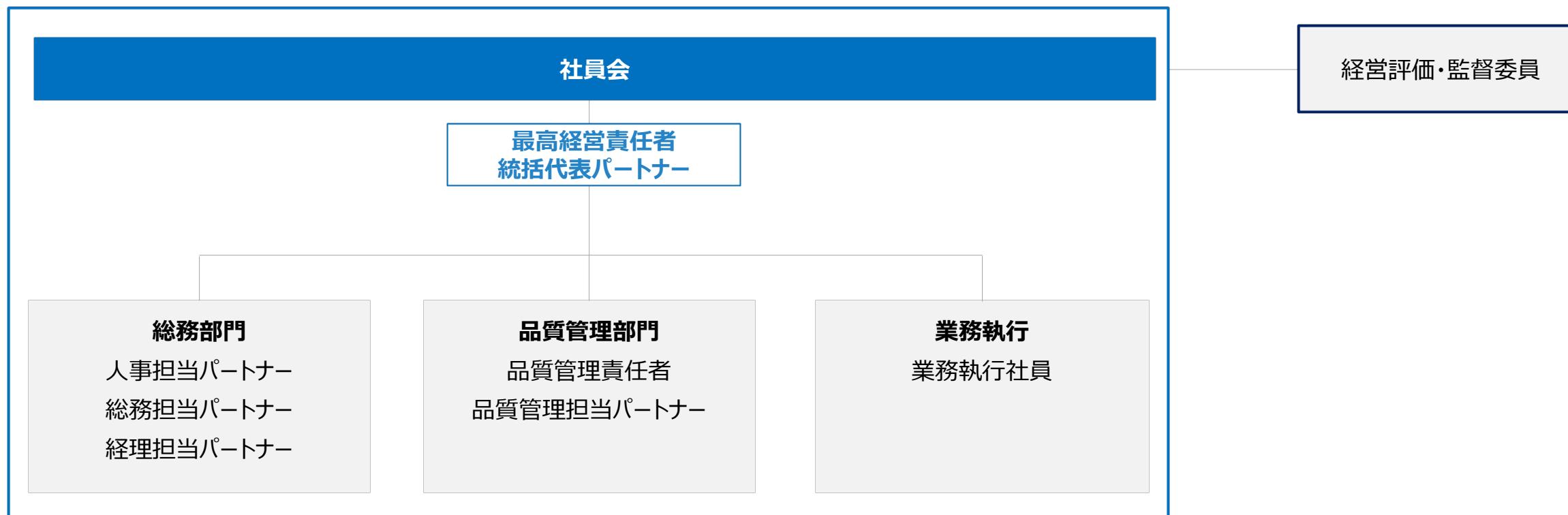
i. ガバナンス体制

当監査法人は、出資者である社員（パートナー）により経営される監査法人です。

組織体制としては、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高経営責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っています。

また、社員会による決定及び各パートナーの経営執行の実効性を監督・評価するため「経営評価・監督委員」を設置し、ガバナンスの強化を図っています。さらに、統括代表パートナーから監査品質の維持向上に向けた取組みに関して定期的にメッセージを発信することや、パートナーを含めた全構成員が相互に積極性をもったコミュニケーションを図る機会を創出することで、監査品質への姿勢を全従業員へ浸透させるとともに開放的な組織文化・風土の醸成に注力しています。

当監査法人の組織図



1. 組織・ガバナンス基盤

ii. 社員会

社員会は、出資者であるパートナー全員で構成され、当監査法人の最高意思決定機関として、法令又は定款に規定する事項及び経営に関する重要事項の決議を行います。

社員会は定時社員会を毎月開催し（必要に応じ随時臨時社員会も開催）、法人運営に関する事項や監査上の重要論点等品質に関する情報交換や自由闊達な議論を行い、パートナー間での認識や見解の統一を図っています。特に重要な決定事項は各役職員に伝達し周知徹底を図ることとしています。

また、最高経営責任者を除くすべてのパートナーが品質管理担当、人事担当、総務担当、経理担当を担当し業務運営を行い、最高経営責任者が各担当の業務執行をモニタリングし、それを社員会で牽制することにより、その適正性を確保しています。

iii. 経営の監督・評価

当監査法人では、社員会による決定及び各パートナーの経営執行の実効性を監督・評価するため、独立性及び監査業界への深い知識や知見を有する社外有識者による経営評価・監督委員を設置しています。

経営評価・監督委員には、定期的に社員会に出席し、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価してもらっています。

経営評価・監督委員

氏名	井上 東
略歴	
2006年	あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 代表社員登用
2010年	日本公認会計士協会 常務理事 内閣府 行政刷新会議 行政事業レビュー 外部有識者
2013年	財務省 財政制度等審議会 臨時委員
2021年	文部科学省 国立研究開発法人審議会 臨時委員（現） (株)NHKプロモーション 非常勤監査役（現） 最高裁判所 民事調停委員（現）
2022年	第一法規(株) 社外取締役（現）
2023年	(株)NHKメディアホールディングス 非常勤監査役（現） 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 非常勤監事（現）
2024年	横須賀市 監査委員（現）

1. 組織・ガバナンス基盤

iv. 非監査業務の提供方針

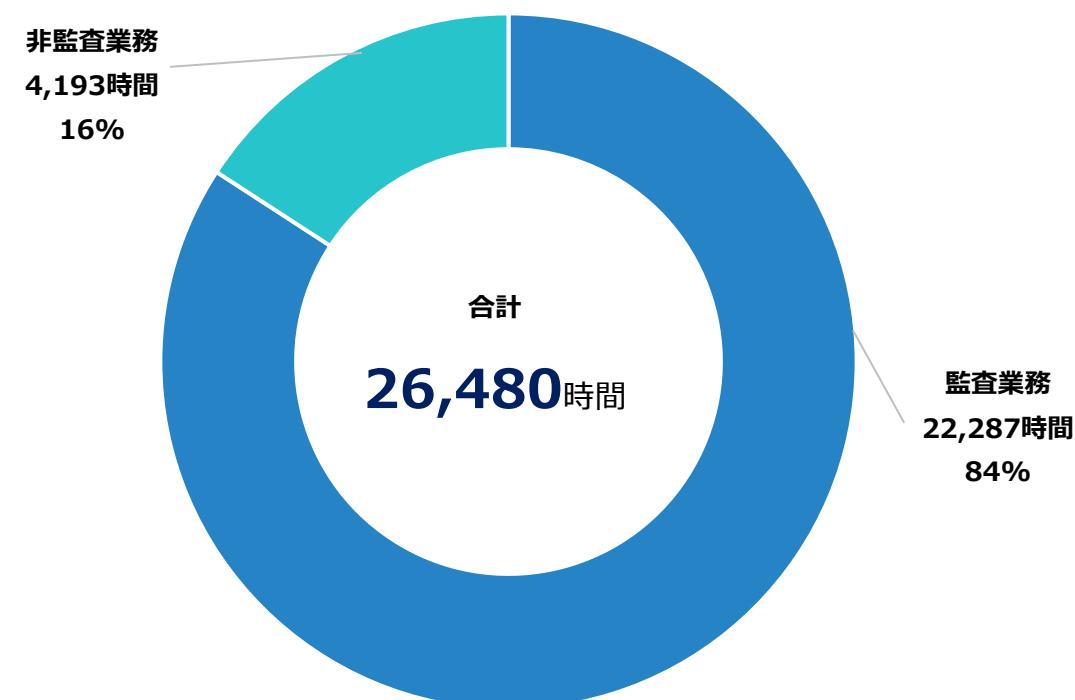
当監査法人では、高品質な監査の継続的な提供を実現するためのリソース確保の観点から、短期調査業務、コンフォートレター作成業務及びIFRS導入支援等の監査業務に関連した非監査業務を除き、原則として監査業務のみを実施する方針としています。

非監査業務を受嘱する場合には、利益相反や独立性等のリスクの有無や、リソースの観点も含めた監査業務への影響を十分に検討しています。

非監査業務への従事時間の割合

	従事時間
監査業務	22,287 時間
非監査業務	4,193 時間
専門業務小計	26,480 時間
その他業務*	7,878 時間
全体	34,358 時間

*研修受講時間、休暇取得時間及びアドミ業務関与時間。



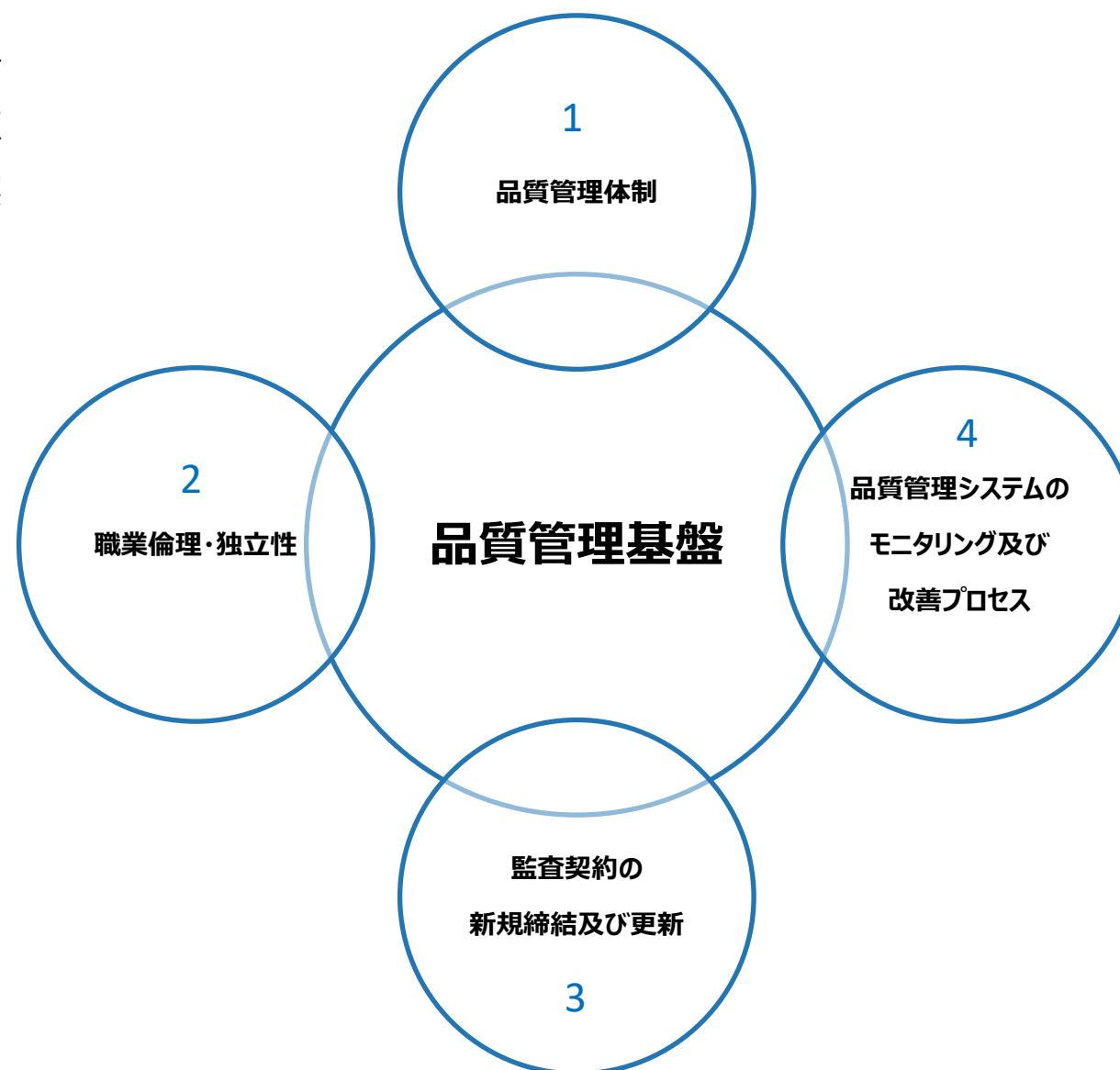
* 研修受講時間、休暇取得時間及びアドミ業務関与時間は除外して集計。

2. 品質管理基盤

i. 品質管理向上への取組み方針

当監査法人では、監査品質の最終的な責任者である統括代表パートナーのもと、品質管理基盤を支える4つの体制構築及び取組みに重点を置き、監査現場を支えるとともに法人としての品質管理体制の高い実効性を確保しています。

1. 品質管理体制
2. 職業倫理及び独立性
3. 監査契約の新規締結及び更新
4. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス



2. 品質管理基盤

ii. 品質管理体制

当監査法人の品質管理システムに関する最高責任は最高経営責任者が負うこととしています。品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当責任者が負うこととしています。

当監査法人は、組織・業務分掌規程により品質管理を専任で担う部門として品質管理部門を設けており、品質管理責任者を含む社員3名及び職員2名の計5名により構成され、主要な業務毎に主担当と副担当を決めています。品質管理責任者は年間の品質管理業務をリスト化・時系列化し、毎月の品質管理部会でその対応状況のモニタリングを行うこととしています。

なお、最高経営責任者は社員会で選任し、品質管理担当責任者は最高経営責任者が指名し社員会で承認することとしています。

当監査法人の品質管理体制



2. 品質管理基盤

ii. 品質管理体制

a. 監査現場における品質管理体制

監査業務における指揮、監督及び査閲

個別監査業務を指揮する監査責任者は、その職責を果たす適性、能力及び十分な時間の確保ができること等を勘案し、社員会の決議により選任しています。

監査責任者は、監査チームメンバーの指揮、監督及び査閲を行うため、頻繁に監査現場へ出向く体制を整備しています。

また、監査業務の受嘱に際しては、監査チームメンバーの過去の監査業務の実務経験、知識、能力及び従事時間の確保等を十分に検討しています。

審査

当監査法人では、「審査規程」を定め、全ての監査業務について、審査担当者による審査を受審することとしており、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、最終的には社員会により相違を解決することとしています。

審査担当者は、審査を実施するための十分な時間を含む適性及び能力を有しているか等を勘案し、審査担当者の選任に関する責任者が審査担当候補者の選任を行い、社員会の決議により決定しています。

2. 品質管理基盤

ii. 品質管理体制

b. 法人全体での品質管理体制

専門的見解に関する問合せに関する方針及び手続

当監査法人では、「専門的な見解の問合せに関する方針及び手続」を定め、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関し、専門的な見解の問合せを実施することとしています。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

当監査法人では、監査チームが監査業務の実施の過程で高度な専門知識が必要となる領域については、各分野の専門家と連携が可能となる体制を構築しています。

2. 品質管理基盤

iii. 職業倫理及び独立性

監査業務を通じた社会の要請や期待に応えるための基盤として、高い職業倫理意識の保持と独立性の確保が要求されています。

当監査法人は、高い職業倫理意識の保持と独立性の確保の徹底に向けた体制の整備・運用を図っています。

a. 職業倫理

当監査法人は、「職業倫理及び独立性に関する方針又は手続」において、全職員が監査法人の社会的役割を自覚し、その職責を果たすための高い職業倫理意識の保持を求めています。

特に業務執行社員については、監査の全過程において職業倫理の保持に留意して業務を実施しています。

職業倫理意識の保持の徹底を図るため、毎年全パートナー及び専門職員から「職業倫理遵守の確約書」の提出を求めるとともに、職業倫理に関する研修の受講を必須としています。

	2023年7月	2024年7月
職業倫理遵守の確約書の提出率	100%	100%
職業倫理研修の受講率	100%	100%

b. 独立性

当監査法人は、我が国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則を反映した「職業倫理及び独立性に関する方針又は手続」において、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めています。

また、全てのパートナー及び職員に対し、独立性に関する年次確認手続を実施することで、独立性の遵守状況をモニタリングしています。

	2023年7月	2024年7月
独立性に関する年次確認手続の回答率	100%	100%
認識された違反件数	0件	0件

2. 品質管理基盤

iv. 監査契約の新規締結及び更新

当監査法人では、「契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続」を定め、以下の全てを満たすことを確認し、適切な承認を得た場合にのみ関与先との契約の新規締結及び更新を行うこととしています。

- 当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- 当監査法人が、関与先の誠実性及び倫理的価値観を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

また、契約の更新に際しては、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に与える影響を評価し、その結果に応じた適切な承認を得ることを求めています。

さらに、契約の新規締結及び更新に際しては、高品質な監査の提供を実現するために、採算性も含め、受入・継続の判断を行っています。

2. 品質管理基盤

v. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当監査法人では、法人内でのモニタリング結果及び外部機関による検査結果等を継続的な品質改善活動に活用し、監査品質の維持・向上に努めています。

法人内でのモニタリング結果及び外部機関による検査結果等は、社員会にて全パートナーに共有され、各監査業務に従事する専門職員へ伝達しています。

a. 法人内でのレビュー

法人レベルの品質管理システムのレビュー

法人レベルの品質管理システムのレビューは、品質管理基準報告書第1号（以下「品質管理基準」）に即して策定した当監査法人の品質管理の方針に基づき、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用しています。法人全体の品質管理の仕組みが品質管理基準に従って適切に整備及び運用されているかについて、年次で自己評価しています。

品質管理システムの評価結果の概要は、次年度の「監査品質に関する報告書」において公表を予定しています。

個別監査業務レベルの品質管理レビュー（定期的な検証）

個別監査業務レベルの品質管理レビュー（定期的な検証）は、個別監査業務が監査に関する基準等に従って適切に実施されているかについて評価しています。

定期的な検証の対象となる監査業務は、品質管理規程の定めに従い、一定サイクルに従い実施しています。

定期的な検証の担当者は、モニタリング活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性及び適切な能力を有することを勘案し、社員会にて選任しています。

対象監査業務 **3件**

監査意見の修正を要する重大な不備 **0件**

監査責任者カバー率 **36%**

2. 品質管理基盤

v. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

b. 外部機関による品質管理レビュー

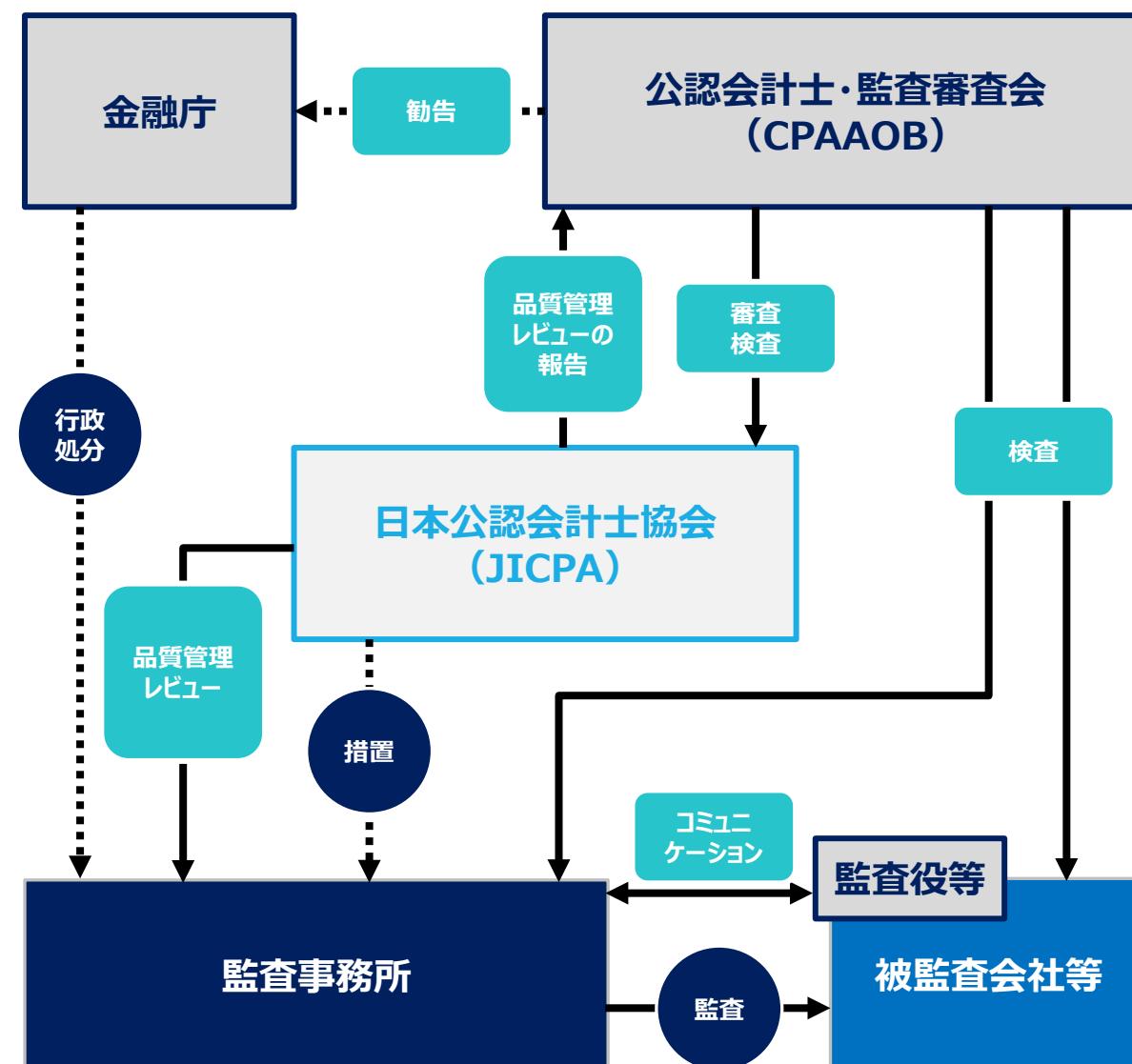
当監査法人は、法人内でのモニタリング以外にも自主規制団体である日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビューを受けています。

監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に応じて、改善勧告が行われるとともに、注意・厳重注意・監査業務の辞退勧告等の措置が講じられることがあります。

直近のJICPAによる品質管理レビューにおいては、「重要な不備事項のない実施結果」が記載された品質管理レビュー報告書（2023年1月23日付）を受領しています。

直近のJICPAの
品質管理レビューの結果

**重要な不備事項
のない実施結果**



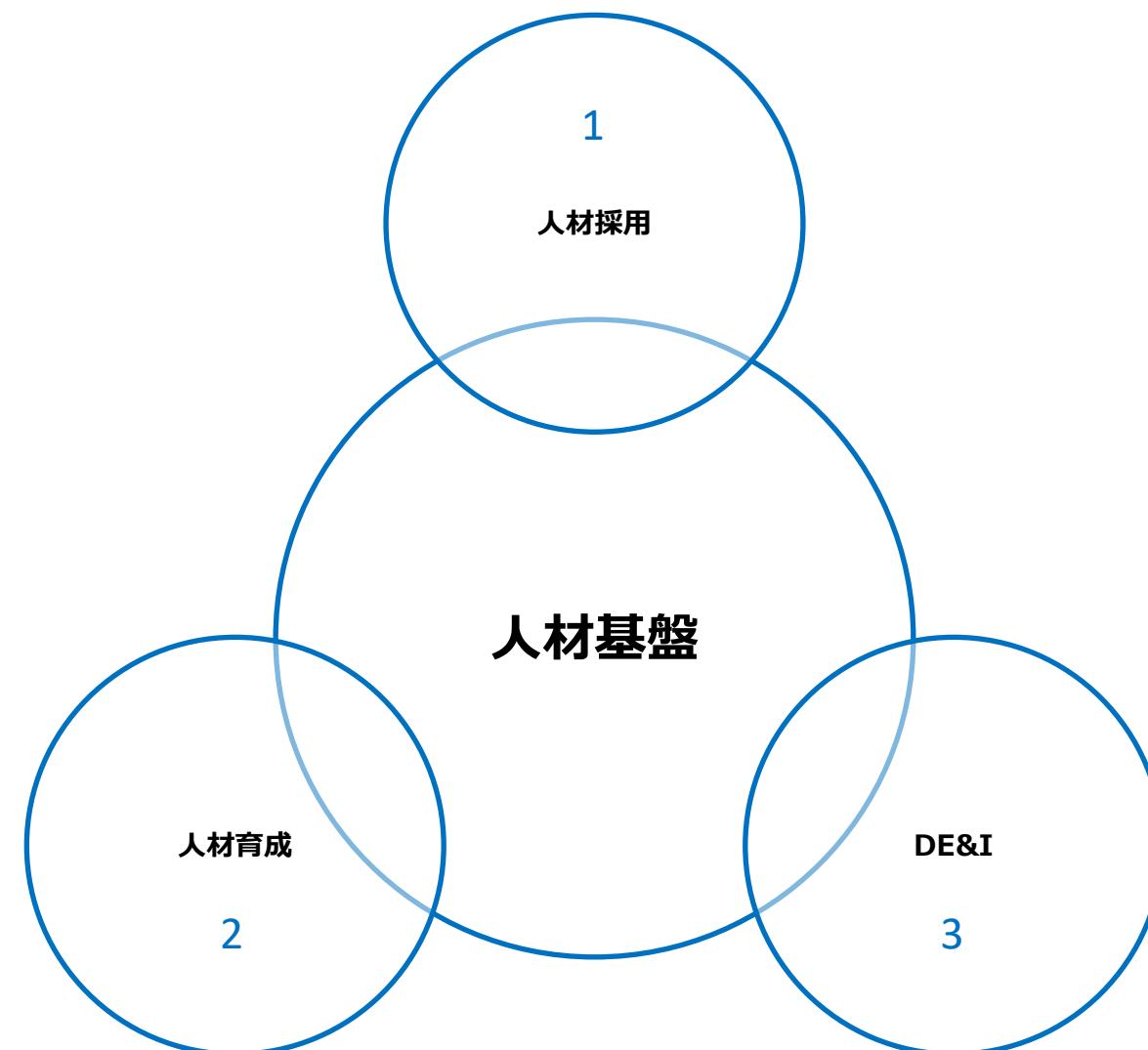
3. 人材基盤

i. 人材基盤の強化に対する基本的な方針

近年の監査業界ではITを活用した最新の監査手法も開発されていますが、当監査法人は、高品質な監査の提供を実現するための根幹は人であり、人材基盤の強化が最重要事項であると考えています。

当監査法人では、「1. プロフェッショナル人材の確保」、「2. 人材育成体制」及び「3. 多様な働く環境の整備」に重点を置き、人材基盤の強化を図っています。

1. 人材採用
2. 人材育成
3. DE&I (Diversity, Equity & Inclusion)



3. 人材基盤

ii. 人材採用

a. 人材採用に関する基本的な方針

当監査法人では、「経営理念を理解し、共通の価値観を持てる人材」の確保・育成を基本的な方針とし、多様なバックグラウンドを持つプロフェッショナル人材の採用を積極的に行っています。

公認会計士及び公認会計士試験合格者に限らず、高品質な監査の提供の実現に不可欠な専門職員や監査アシスタントについても採用を行っています。

特に、IT・デジタル化が進む経済環境に対応するために、ITの専門知識を有する職員の採用も積極的に進めていく方針です。

b. 専門職員の確保状況

2023年8月～2024年7月までの専門職員の採用実績は以下のとおりです。

公認会計士	公認会計士 試験合格者	その他の専門職員		合計
		公認会計士 以外の 専門職員	監査 アシスタント	
7名	2名	1名	-	10名

なお、公認会計士以外の専門職員の採用数は、ITの専門知識を有する職員となっています。

3. 人材基盤

iii. 人材育成

a. 研修に対する基本的な方針、体制及び実績

当監査法人において、専門職員に必要とされる適性や能力を維持・開発させるために、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。

日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度（CPD）」については、全ての専門職員に対して毎年3月末までに年間40単位以上の取得を義務付けており、専門要員全員の履行を確認しています。

また、日本公認会計士協会のオンライン研修テーブル（CPD Online）の中から、監査品質管理及び職業倫理に係る研修テーマを中心に、毎年、必須研修項目を選定し、監査業務に従事する公認会計士及び日本公認会計士協会準会員全員に受講をするよう指示しています。

専門職員を対象とした研修受講時間

	受講時間*
業務執行社員	42.0時間
公認会計士	44.1時間
公認会計士試験合格者	40.0時間
全体	43.6時間

- * 1. 2023年4月～2024年3月
2. 当監査法人の監査業務に従事する非常勤職員の研修受講時間も含む

テーマ別研修受講時間

	受講時間*
不正事例	4.0時間
税務	6.6時間
会計基準	4.1時間
監査品質	16.3時間
職業倫理	3.7時間

- * 1. 2023年4月～2024年3月
2. パートナー、常勤職員、非常勤職員の平均研修受講時間

3. 人材基盤

iii. 人材育成

b. 人事評価制度の概要

当監査法人では、構成員の業務の成果を評価し、年に1回の定期的なフィードバックを実施することで、構成員個人の持続的な成長を促すとともに、法人としての監査品質向上に資するものと考えています。

職員の人事評価

職員の評価においては、監査品質の維持向上への姿勢を重視するとともに、監査業務の効率性や問題解決能力、責任感といった点を評価ポイントとしています。

職員の給与及び賞与については、最終的な評価結果及び業務経験等を総合的に勘案して決定しています。

パートナーの人事評価

監査業務に従事するパートナーの評価においては、多角的な視点から実施しますが、品質管理への貢献を最も重視しています。

パートナーの報酬については、最終的な評価結果に加え、外部検査等の結果や法人業績等を総合的に勘案して決定しています。

3. 人材基盤

iv. DE&I (Diversity, Equity & Inclusion) に対する取組み状況

近年、社会全体にDE&I (Diversity, Equity & Inclusion) の考え方が広がりつつあります。

監査業界では、環境の変化や監査業務従事者不足が顕著であり、多様な人材の活躍、多様な働き方が可能となる環境の整備が不可欠となっています。当監査法人では、高品質な監査提供を実現するための人材基盤の強化への取組みの一環として、構成員全員が高いパフォーマンスを発揮できるよう、DE&Iの推進による職場環境の整備に注力しています。

a. 柔軟な就業形態の導入

当監査法人では、スーパーフレックス制度*及び在宅勤務制度を導入しています。

働き方に多様性及び柔軟性をもたせることで、これまで個々人の事情により働き方を制限されていた人材への活躍の機会の提供、兼業・副業や自己研鑽による監査業務以外も含めた専門的知識習得のための時間創出、生産性向上やワークライフバランスの実現が可能になると考えています。

構成員一人ひとりが高いパフォーマンスを発揮するためにそれぞれの価値観に応じた最適な働き方を選択することを可能とすることが、高品質な監査提供を実現に向けた人材基盤の強化に繋がると考え、職場環境の整備に取り組んでいます。

*始終業時刻を労働者本人が決定し、就労義務のあるコアタイムのない制度

b. 職階別女性比率

当監査法人では、女性の活躍推進は、高品質な監査の持続的な提供を実現するために必要不可欠と考えており、女性比率の向上に向けた取組みを進めています。特に、Equityの観点から、子育て中の女性の活躍を積極的に支援しています。

	女性人員数	女性比率 (%)
業務執行社員	0名	—
公認会計士	8名	22%
公認会計士試験合格者	1名	50%
その他の専門職員	0名	—
監査アシスタント	1名	100%
事務職員	3名	100%
全体	13名	22%

3. 人材基盤

iv. DE&I (Diversity, Equity & Inclusion) に対する取組み状況

c. 監査従事者の職位別残業時間

当監査法人では、構成員全員が心身ともに健康状態を維持し、十分な時間を確保したうえでプロフェッショナルとしての能力を発揮することが、高品質な監査を提供するうえで不可欠と考えています。

構成員の残業時間を把握するとともに、監査アシスタントのサポート等を通じた業務効率化により執務時間の削減を図っています。

	月あたり 残業時間*
業務執行社員	10.0 時間
公認会計士	4.6 時間
公認会計士試験合格者	1.5 時間
監査アシスタント	5.3 時間
全体	7.0 時間

* 当監査法人の監査業務に従事するパートナー及び常勤職員の残業時間

d. 非常勤職員に対する方針

監査業界では、上場会社の決算期が3月に集中しており、常勤職員だけで監査業務が行い得るような人的基盤を充実させることは厳しいため、非常勤職員の活用も行われています。

当監査法人としても、監査業務従事者の不足により監査品質を損なうことがないよう、必要に応じて非常勤職員を採用するという方針です。非常勤職員の研修については、CPDの取得状況を定期的にモニタリングするとともに、当監査法人での監査業務従事に必要と判断した研修テーマ（不正事例等）については研修受講を必須としています。

	2023年7月末	2024年7月末
常勤職員*1	19名	24名
非常勤職員	28 名	29 名
合計*2	47名	53名
非常勤職員割合	60%	55%

* 1. パートナーを含む
2. 監査従事者のみ

3. 人材基盤

iv. DE&I (Diversity, Equity & Inclusion) に対する取組み状況

e. 兼業・副業に対する基本的な方針

兼業・副業については、利益相反や独立性に関連するリスクが生じる恐れがあります。一方で、これまでは採用できなかった多様な人材を確保することにより監査手続に新たな目線を取り入れることや、兼業・副業を通じて監査業務以外の専門的知識を習得すること等により、監査品質の向上が実現できる可能性もあります。

当監査法人では、高品質な監査の提供を実現するという観点から、利益相反や独立性に関連するリスク等による監査業務への影響がないこと等の諸条件を満たした場合に限り、パートナー及び職員による兼業・副業を認めています。

4. IT基盤

i. IT・デジタル化に対する基本的な方針

近年、デジタル技術の進化により企業活動は多様化・複雑化しており、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた行動様式の変容も追い風となり、社会全体でDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の要請が高まっています。

監査業界では、このような社会の要請に対応するため、また監査業務従事者の不足により懸念される監査品質を業務効率化により維持向上させていくことを目的とし、DX化を推進しています。

当監査法人においても、社会全体、監査業界における要請に応え、高品質な監査の持続的な提供を実現するため、IT・デジタル化に向けた取組を積極的に進めています。

a. 情報セキュリティ

当監査法人では、IT・デジタル化を進めるうえで情報セキュリティの確保は最重要事項と考えています。

情報セキュリティに関する方針として「セキュリティ・ポリシー」及び「情報セキュリティ対策基準」を規定し、統括代表パートナーを最高責任者とした情報セキュリティ体制を構築しています。

非常勤職員の情報セキュリティについては、非常勤職員用に仮想PC環境を構築しており、情報セキュリティは常勤職員と同様となっています。

b. 電子監査調書利用率

当監査法人では、2023年より電子監査調書システム「Caseware Working Papers（Caseware International Inc.）」を全上場会社監査業務において導入し、監査調書の電子化を実現しています。

	利用社数	全上場会社 監査業務に 占める割合
電子監査調書を利用している 上場会社監査業務	9社	100%

4. IT基盤

i. IT・デジタル化に対する基本的な方針

c. IT専門職員及びIT関連資格保有状況

テクノロジーの急速な発展を受けIT・デジタル化が進む経済環境に対応するために、当監査法人においてもITの専門知識を有する職員の採用も積極的に進めています。

IT専門職員の確保状況

	2023年7月末	2024年7月末
IT専門職員数*	4名	5名
監査従事者数	47名	53名
監査従事者に占める IT専門職員の割合	8%	9%

* IT専門知識を有する公認会計士も人数に含む

IT関連資格の保有状況

	2023年7月末	2024年7月末
公認情報システム監査人	2名	3名
システム監査技術者	2名	2名

d. IT研修

IT関連の監査業務は、IT専門職員だけが実施するものではないため、IT専門職員以外の監査従事者に対してもIT関連の研修が重要であると認識しています。そのため、公認会計士等の監査従事者に対してもIT関連の研修の受講を促し、DX対応を図っています。

5. 財務基盤

i. 財務情報

a. 要約貸借対照表

(単位：千円)	2023年7月末	2024年7月末
流動資産	151,124	178,846
固定資産	11,740	25,995
資産合計	162,864	204,841
流動負債	57,395	63,455
負債合計	57,395	63,455
社員資本	21,000	24,600
純資産合計	105,469	141,386
負債及び純資産合計	162,864	204,841

b. 要約損益計算書

(単位：千円)	2023年7月期	2024年7月期
業務収入	368,235	449,599
業務費用	142,404	157,240
営業利益	45,178	45,020
経常利益	54,980	45,091
税引前当期純利益	54,980	45,091
当期純利益	43,725	32,316

5. 財務基盤

ii. 報酬依存度

当監査法人で一番報酬金額が大きい監査関与会社に対する報酬依存度は、以下のとおりです。

	2023年7月期	2024年7月期
報酬依存度	11.7%	9.5%

現時点において、当該監査関与会社に対する報酬依存度は15%未満となっており、独立性で問題となる事項はなく、当監査法人の事業継続における懸念はないものと考えています。

なお、進行年度の2025年7月期における報酬依存度は9%程度になる見込みです。

6. 国際対応基盤

当監査法人では、監査クライアントにおける事業の国際展開やIFRS（国際財務報告基準）適用に対応した業務提供を想定し、国際業務経験を有する専門職員の確保やIFRSに関する研修を進めており、当該業務の品質確保に取り組んでいます。

付録

原則 1	監査法人が果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。 ● これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本市場のインフラ機能としての社会貢献という社会的使命を果たすために、高品質な監査の提供の継続を最重要事項と認識し、監査品質の維持向上に向けた取組みに関して、統括代表パートナーより全構成員に対して定期的にメッセージを発信しています。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、「時代に流されず、本質を見極め、品格を保持する監査法人としてプロフェッショナリズムにより資本市場のインフラ機能として社会に貢献する」を存在意義としています。 ● 存在意義の実現のために4つの共通の価値観及び行動指針を定めています。 ● 全構成員一人ひとりが存在意義の実現のために4つの共通の価値観及び行動指針を共有し、実践しています。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視して構成員の評価を行うとともに、多様な人材の活躍・多様な働き方が可能となる職場環境の整備に注力しています。

原則 1	監査法人が果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。 ● これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、定時社員会を毎月開催し法人運営に関する事項や監査上の重要論点等品質に関する情報交換や自由闊達な議論を行い、社員間での認識や見解の統一を図っています。 ● また、統括代表パートナーから監査品質の維持向上に向けた取組みに関して定期的にメッセージを発信することや、パートナーを含めた全構成員が相互にコミュニケーションを図る機会を創出することで、監査品質への姿勢を全従業員へ浸透させるとともに開放的な組織文化・風土の醸成に注力しています。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、高品質な監査の継続的な提供を実現するためのリソース確保の観点から、短期調査業務及びIFRS導入支援等の監査業務に関連した非監査業務を除き、原則として監査業務のみを実施する方針としています。 ● 非監査業務を受嘱する場合には、利益相反や独立性等のリスクの有無や、リソースの観点も含めた監査業務への影響を十分に検討しています。 ● また、監査手続に新たな目線を取り入れることや、監査業務以外の専門的知識を習得すること等による監査品質の向上を目的とし、利益相反や独立性に関連するリスク等による監査業務への影響がないこと等の諸条件を満たした場合に限り、パートナー及び職員による兼業・副業を認めています。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバルネットワークに加盟していないため、記載事項はありません。

原則 2	組織体制（マネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
-------------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当監査法人では、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高経営責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っています。 ・ 最高経営責任者を除くすべてのパートナーが品質管理担当、人事担当、総務担当、経理担当を担当し業務運営を行い、最高経営責任者が各担当の業務執行をモニタリングし、それを社員会で牽制することにより、その適正性を確保しています。
	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
指針2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査責任者が頻繁に監査現場へ出向く体制を整備するとともに、審査担当者による審査体制を整備しています。また、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関しては、法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行う体制を整備しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査責任者が頻繁に監査現場へ出向き、監査チームメンバーや監査クライアントとの間で適時に情報交換できる体制を整備しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視して構成員の評価を行うとともに、多様な人材の活躍・多様な働き方が可能となる職場環境の整備に注力しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体、監査業界におけるデジタル化の進展に対応するために、監査現場においては全上場会社監査業務において電子監査調書を導入しました。 ・ また、IT人材の採用にも注力しています。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括代表パートナー及び品質管理担当責任者は、その経歴等に基づき適性を判断の上、社員会の決議により選任しています。

原則 3	組織体制（ガバナンス）	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-------------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高経営責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っていますが、社員会による決定及び各パートナーの経営執行の実効性を監督・評価するため、「経営評価・監督委員」を設置し、ガバナンスの強化を図っています。
指針3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、経営評価・監督委員に独立性を有する第三者を選任しています。 ● 独立性を有する第三者については、当監査法人に利害関係がなく、かつ監査業界に深い知識や知見を有する社外有識者を選任しています。 ● 当該社外有識者の公正かつ客観的な視点を活用し、経営機能の実効性や透明性を確保することで、監査品質の向上に資することを期待しています。
指針3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、経営評価・監督委員が定期的に社員会に出席し、以下の事項についての助言・提言や関与を通じてその機能を実効的に果たすための環境を整備しています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営機能の実効性 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価 ✓ 経営機能を果たす人員の選退任、評価及び報酬の決定過程 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ✓ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換
指針3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営評価・監督委員がその機能を実効的に果たすことができるよう、社員会の出席以外にも統括代表パートナー及び各パートナーとのコミュニケーションの機会を確保することで、適時・適切な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備しています。

原則 4	業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。 ● また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
-------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、監査責任者が頻繁に監査現場へ出向くことで、監査チームメンバーや監査クライアントから必要な情報を適時に共有される体制を整備しています。 ● 重要な論点等監査品質に関する情報については社員会で情報交換や議論を行っています。
指針4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。 その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。 ● また、構成員の評価にあたっては、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視しています。

原則 4	業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。 ● また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
-------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
指針4-3	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査チームの編成に際しては、監査業務の理解や実務経験、ITを含む専門知識、監査クライアントの属する産業に関する理解等を総合的に勘案し、人員を配置しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、IPO支援、AUP業務及びIFRS導入支援等の非監査業務について、利益相反や独立性等のリスクの有無といった監査業務への影響を十分に検討の上で、業務の機会を提供しています。 ● また、事業会社等への出向は行っていませんが、事業会社出身者など多様なバックグラウンドを持つ人材を採用することで、知見や経験を監査業務へ活用することとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員の評価にあたっては、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視するとともに、業界への理解や知見や経験による監査業務の効率性や問題解決能力も評価ポイントとしています。また、構成員の知見や経験を十分に活用するために、監査チームの編成は定期的に見直しを行っています。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。 ● また、監査手続に新たな目線を取り入れることや、監査業務以外の専門的知識を習得すること等による監査品質の向上を目的とし、利益相反や独立性に関連するリスク等による監査業務への影響がないこと等の諸条件を満たした場合に限り、パートナー及び職員による兼業・副業を認めています。
指針4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての監査クライアントと経営者ディスカッション及び監査役等とのディスカッションを定期的に行い、監査上のリスク等についての深度ある意見交換を行っています。 ● また、監査責任者が頻繁に監査現場へ出向き、被監査会社との間で適時に情報交換できる体制を整備しています。
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人内外からの通報に関し、方針と手続を整備するとともに、当監査法人のホームページにおいて内部通報窓口を設置しています。 ● また、通報者のプライバシーが十分に尊重されるとともに、不利益を受けることがないように厳重な保護措置が取られることを法人内規にて定めています。

原則 5	透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。 ● また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書において、本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取組みについて説明しています。
指針5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ● 監査法人における品質管理システムの状況 ● 経営機関等の構成や役割 ● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ● 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ● 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書において、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点からの透明性の確保に向けた取組みについて説明しています。

原則 5	透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。 ● また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガバナンス・コードの5原則24指針		当監査法人の 対応状況
指針5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークに加盟していないため、記載事項はありません。
指針5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当監査法人では、ホームページにおいて監査品質に関する報告書の公表及び監査品質向上に向けた取組に関する動画の配信を行うとともに、問合せ窓口を設置し、法人外部からの意見を収集できるようにしています。 ・ また、監査クライアントの経営者との定期的なディスカッション、証券会社やベンチャーキャピタルとのコミュニケーション、各種研修・セミナー等への参加を通じ、監査品質の向上に向けた取組み等についての意見交換に努めています。
指針5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当監査法人では、本報告書において公表している本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取組みについて、適用状況や実効性を定期的に社員会にて議論し、評価しています。
指針5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査クライアントの経営者とのディスカッション、資本市場参加者との意見交換及びホームページ等を通じて得た有益な情報については、社員会にて共有し、組織的な運営の改善に向けて活用しています。

建設業

株式会社ナカノド-建設

不動産業

株式会社ツクルバ

株式会社サンセイランディック

株式会社アイダ設計

情報・通信業

r a k u m o 株式会社

株式会社ジャストプランニング

サービス業

株式会社インティメート・マージャー

株式会社テクノクリエイティブ

その他製品業業

株式会社 T A K A R A & C O M P A N Y

